

「子育て応援給付金」を支給します

(国の出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト)

出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用に係る負担軽減を図るため、給付金を支給します。支給を受けるためには申請が必要です。

1 対象者

次の①～③のすべてに該当する方

- ① 令和5年3月1日以降に出生した児童を養育している方
- ② 新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業等による面談等を受けた方
(里帰り先の市町村で面談を受けた方も対象です)
- ③ 他の市町村で、国の出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト(現金やクーポンなど)の支給を受けていない方

2 支給額

児童1人につき5万円(現金)

3 支給までの流れ

- ① おおむね出生届出日の翌月に、申請のご案内を郵送します。
 - ・ ご案内が届かない場合は、お住まいの区の地域支えあい課へご連絡ください。
 - ・ 転入された方については、地域支えあい課での転入手続の際にご案内します。
- ② 新生児訪問やこんにちは赤ちゃん事業等による面談等を受けます。
- ③ 申請のご案内に沿って、申請してください。
 - ・ 原則、生後4か月までに申請してください。
(②の面談等を受ける前に申請することもできます。)
- ④ 申請後、生後6か月頃に指定口座へ振り込みます。
 - ・ 面談等が済んでいない場合は、面談等の1～2か月後に振り込みます。
 - ・ 支給日が決まり次第、お知らせします。

お問い合わせ先

■ 出産・子育て応援給付金の申請・支給について

広島市こども青少年支援部 8:30～17:15(土日祝を除く) TEL: 082-504-2623

■ 面談、妊娠・出産・子育てに関する相談について

各区地域支えあい課 8:30～17:15(土日祝を除く)

区	TEL	区	TEL
中区	(082) 504 - 2109	安佐南区	(082) 831 - 4944
東区	(082) 568 - 7735	安佐北区	(082) 819 - 0616
南区	(082) 250 - 4133	安芸区	(082) 821 - 2820
西区	(082) 294 - 6384	佐伯区	(082) 943 - 9733

Q & A（子育て応援給付金）

Q 所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q 双子を出産した場合、子育て応援給付金として10万円を受け取れますか。

A 出生した児童1人につき5万円（双子の場合10万円）を支給します。

Q 児童の父親は申請者になれるか。

A 父母で児童を養育している場合は、父親、母親のどちらが申請者になっても構いません。ただし、重複して申請することはできません。

Q 申請者と異なる名義の口座に振り込んでもらうことはできますか。

A 申請者名義の口座への振込が原則です。やむを得ず、申請者以外の口座への振込を希望する場合は、委任状※の提出が必要です。※市ホームページ（下記）からダウンロードできます。

Q 住民票は広島市にありますが、里帰り先の市町村で新生児訪問による面談を受けた場合、広島市、里帰り先の市町村のどちらへ申請すればよいですか。

A 住民票がある広島市へ申請してください。

Q 広島市で面談を受けた後、他の市町村へ転出した場合、広島市、転出先の市町村のどちらへ申請すればよいですか。

A いずれか希望する市町村へ申請することができます。ただし、転出先の市町村へ申請する場合は、当該市町村で改めて面談を受ける必要があります。

Q DV（ドメスティックバイオレンス）などにより、やむを得ず、住民票を元の住所地から異動させずに他の市町村へ避難しています。この場合、どちらへ申請すればよいですか。

A 避難先の市町村で面談を受けた場合は、当該市町村へ申請することができます。

詳細については、市ホームページでご確認ください。

【広島市ホームページ】出産・子育て応援給付金
(右のQRコードから下記アドレスにアクセスできます。)

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/84/313665.html>



「出産・子育て応援給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。